

# (工事) 建設トラブル当事者

～トラブルを未然に防止するために～

資源環境部 環境政策課 生活環境保全係

電話 3579-2594

FAX 3579-2249



## 解体・建設工事をおこなう方へ

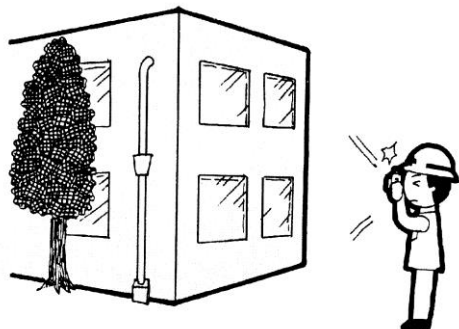
解体・建築作業では騒音・振動などが発生します。特に重機を使用した作業では、大きな騒音・振動が発生します。周囲に与える影響をゼロにすることは出来ませんが、できる限り影響を小さくするような努力が大切です。

また、周辺住民は工事や工法の専門知識が不十分です。工事について不安を感じていますので、事前に工事内容や日程などを説明し、工事に対する不安を取り除くように話をしましょう。

工事の影響を少なくするポイントを次ページ以降、紹介します。

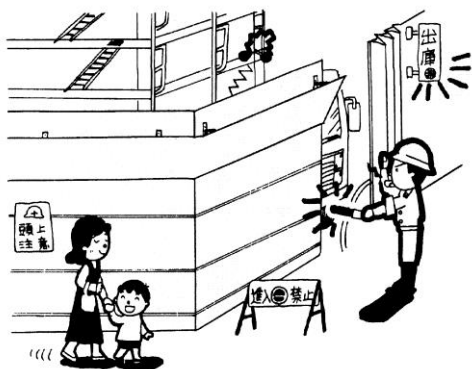
# トラブルを未然に防ぐ ～虎の巻～

## その1 工事現場や現場周辺の状況を事前に調査する



1. 近隣住宅の立地状況や学校・病院・老人施設の有無、周辺道路の形態、通行量、周辺道路が通学路になっているかなど調査する。
2. 近隣に対する影響が少なくなる場所に資材の搬入口や重機の作業場所などを決めることで、苦情・事故発生の予防をする。
3. アスベスト使用の有・無を、工事開始前に工事発注者に確認する。

## その2 工事により発生する公害等の防止対策を考える



騒音・振動・粉じんを抑えるために、

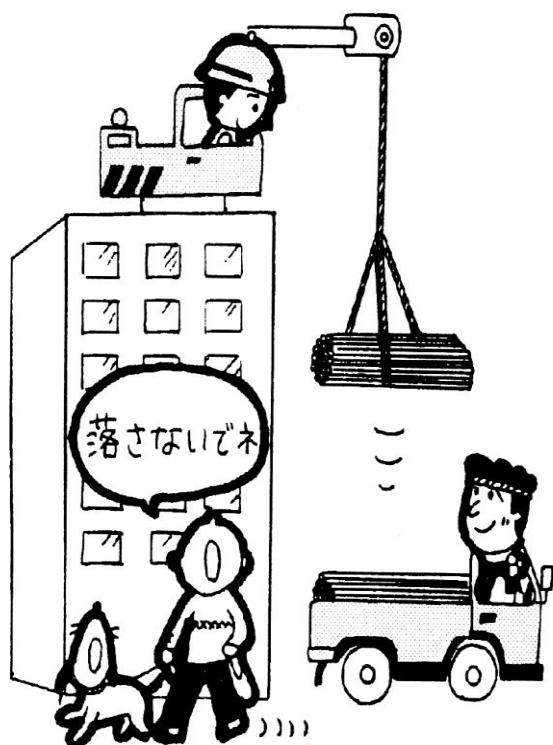
1. 工事現場周辺に防音パネル・防音シートなどを設置し、飛散防止や防音対策をする。
2. 重機や工事車両を丁寧に操作する。
3. 解体工事などで発生する、「ほこり」の飛散を減らすため十分に散水する。

## その3 周辺住民に工事の内容を説明する

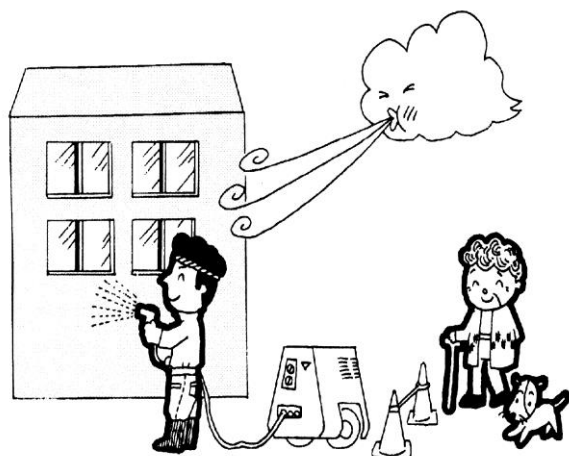


1. 工事現場の周辺住民に対し工事概要、作業時間、日程、現場責任者氏名、連絡先などを十分説明掲示する。  
(各戸チラシ配布、現場に掲示、個別訪問、集団説明会開催などの方法があります)  
アスベストについては、作業内容を見やすい場所に掲示することが義務付けられています。
2. 工期が長期にわたる場合は、工事内容が変わった時点で再度説明を行い、周辺住民との交流を図る。
3. 工事前に家屋調査を行うことで、工事影響による補償問題がこじれないようにする。

## さらに 工事現場で作業をする際の注意事項



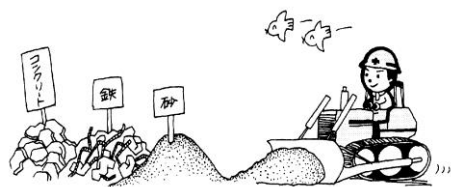
1. 大型トラックやコンクリートミキサー車の出入、建築資材の搬入の際には丁寧に操作し、騒音・振動を抑えるようにする。
2. 足場に使用する鉄パイプの組立・解体時や建築資材の搬入時などには、投げ入れるなどの乱暴な作業を行わない。
3. 周辺住民からの苦情窓口となる、工事現場責任者の氏名・連絡先を現場に看板などで表示する。
4. 作業時間に配慮する。
5. 待機車両や重機等のアイドリングストップを心がける。
6. 建築廃材などの焼却は行わない(ごみの焼却行為は原則禁止です)。
7. 風の強い日の吹き付け塗装作業は、塗料が外部に飛散する恐れが大きい為、できるだけ避ける。
8. アスファルト防水工事を行う場合には、消臭剤の使用を検討する。
9. 土壌汚染調査・処理について、法的な手続きが完了しているか確認する。



## 解体・建設工事に伴う届出について

1. 特定建設作業を行う場合は、該当作業の開始7日前までに届出が必要です。
2. 吹付け石綿等の除去工事では、大気汚染防止法に基づく計画の届出・掲示と東京都環境確保条例に基づく測定の届出が必要です。

**注:** 建築物の解体等工事では石綿障害予防規則に基づく調査を行い、石綿使用の場合は同規則に基づく作業計画や除去工事の届出が必要です。詳細は「池袋労働基準監督署」に確認してください。



**注:** 建設・解体工事では規模等により、建設リサイクル法に基づく届出が必要です。詳細は「板橋区建築指導課」に確認してください。

# 一覧表より、届出・基準値をチェックしましょう

騒音・振動規制法、東京都環境確保条例による規制に関する一覧表

	騒音・振動規制法 (特定建設作業)	東京都環境確保条例 (指定建設作業)
届出の義務	作業開始7日前までに環境政策課に届出を行う	届出制度なし
勧告基準値	騒音の基準値は85dB、振動の基準値75dB	各作業により異なる
作業時間の制限	日曜・休日および早朝・夜間の作業の原則禁止 (法律・都条例で定められた、適用除外の要件を満たす場合のみ可能)	

各作業の届出の有無、勧告基準値の一覧表

単位: dB(デシベル)

建設作業の種類	機械の種類など	届出		基準値	
		騒音	振動	騒音	振動
くい打ち機等を使用する作業	くい打ち機(アースオーガーとの併用なし)、くい抜き機、くい打ちくい抜き機 [打撃式・振動式]	●	●	85	75
	穿孔機(アースオーガー・アースドリルなど)を使用するくい打設作業 [圧入式・埋め込み工法]	—	—	80	70
びょう打ち機等を使用する作業	びょう打ち機(リベッター・リベットハンマー・リベットガン)	●	—	85	—
	インパクトレンチを使用する作業(電動ナットランナー・トルクレンチ・エスパーレンチ・ハイドロトルクレンチ)	—	—	80	
さく岩機・コンクリートカッターを使用する作業	手持式ブレーカー(ハンドブレーカー・ピックハンマ)	●	—	85	70
	中型ブレーカー(ジャイアントブレーカー)	●	●	85	75
	コンクリートカッターを使用する作業	—	—	80	—
掘削作業	バックホウ・ブルドーザー・トラクターショベル(低騒音型を除く)	●	—	85	70
	上記以外の、バックホウ・ブルドーザー・パワーショベル・その他これらに類する掘削機械を使用する作業	—	—	80	70
空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いる、空気圧縮機(15kW以上)を使用する作業 ※さく岩機の動力として使用する場合を除く	●	—	85	65
締固め作業	振動ローラー・タイヤローラー・ロードローラー・振動プレート・振動ランマなどを使用する作業	—	—	80	70
コンクリートプラント等及びコンクリート搬入作業	コンクリートプラント(混練容量0.45[m <sup>3</sup> ]以上)	●	—	80	—
	アスファルトプラント(混練重量200[kg]以上)	—	—		
	コンクリートミキサー車を使用する搬入作業	—	—		
コンクリート仕上作業など	さく岩機を除く、原動機を使用するはつり作業・コンクリート仕上作業(コンクリート床仕上げ機・トロウエルなど)	—	—	80	—
動力等を使用する解体破壊作業	鋼球を使用する解体破壊作業	—	●	85	75
	舗装版破砕機を使用する作業	—	●		
	動力を使用する解体破壊作業(圧砕機・クラッシャー・ペンチャー・ニブラ・バックホウなど)	—	—		
	火薬を使用する解体破壊作業	—	—		

※備考 ▶届出欄の●は「特定建設作業実施届出書」の提出が必要なものを示す。  
▶勧告基準値は敷地境界上において適用されます。

サブリーフレット「特定建設作業と指定建設作業」もあります